

山口県報

平成 21 年
11月24日
(火曜日)

目 次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一

道路の位置の指定 (建築指導課)……………二

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課)……………三

土地改良区役員の届出 (農村整備課)……………三

換地計画書の縦覧 (農村整備課)……………四

一般競争入札の実施 (水産振興課)……………四

山口県告示第四百三十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十一年十一月二十四日から同年十二月十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山口市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 申請者の氏名又は名称及び住所

- 氏名又は名称 株式会社岩多屋
- 住 所 島根県浜田市浅井町八七番地の二
- 工場又は事業場の名称及び所在地 株式会社岩多屋山口工場
- 名 称 株式会社岩多屋山口工場
- 所在地 山口市小郡上郷三五四一番地の三
- 三 特定施設に関する事項
- (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法
	能 (kg/回)力	工 事 着 手	工 事 完 成	
六七	五〇	平成二一、 一、二、一、五 年 月 日 定	平成二一、 一、二、一、五 年 月 日 定	平成二一、 一、二、一、五 年 月 日 定
備考 「六七」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十七号の洗濯業の用に供する洗浄施設をいう。				使用時間 断続 一〇時間 変動なし

山口県告示第四百三十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路

その位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排水の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	動植物油脂類 (mg/l)	
七	七	通常	通常	通常	通常	通常
八・六	五・八	最大	最大	最大	最大	最大
		三〇	四〇	一五	二〇	
		五	七・七	七・七	七・七	
		二・一	二・一	二・一	二・一	
		二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	
		二九〇	二九〇	二九〇	二九〇	

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

種 類	種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
		処理後	処理前	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
活性汚泥処理施設	活性汚泥処理施設	七	八・三	八・六	五・八	
		三〇	一五〇	四〇	二〇〇	
		五	二〇	七・七	七・七	
		二・一	二・一	二・一	二・一	
		"	二五〇	"	二五〇	
		"	二九〇	"	二九〇	

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	活 性 汚 泥 連 続 二 四 時 間 変 動 な し	活 性 汚 泥 連 続 二 四 時 間 変 動 な し	概 季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 年 月 日 定	工 事 完 成 予 定 年 月 日 定	使 用 開 始 予 定 年 月 日 定

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
六	六	通常	通常	通常
七	七	最大	最大	最大
		九・六	一八〇	
		二七	二七	
		四一	四一	
		二二	二二	
		一六	一六	
		二二	二二	

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

平成二十一年十一月二十四日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地 山陽小野田市大字郡字杣尻三六六の一	幅 (メートル) 六・〇	延 (メートル) 六一・七	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル) 三七二・八七
-----------------------------	--------------------	---------------------	-------------------------------------



(三五八) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十二年一月十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年十一月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十一年十一月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 山口県自閉症協会

代表者の氏名 平尾 要

主たる事務所の所在地 山口市小郡上郷四四一六番地の一

三 定款に記載された目的

会員相互の啓発・互助、地域及び関係者への広報等の活動を通して、県下の自閉症児・者が、自らの人生を自ら選択する権利を確保し、その権利を行使する能力を確保して、自立した豊かな生活を実現することに寄与し、もって自閉症児者のみならず、誰もが共生しうる地域社会の実現を目指すこと。

(三五九) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十一年十一月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏名	住 所
美祿市於福土地改良区	理 事	入江 勝吉	美祿市於福町上四一五八
	理 事	西村 興宣	〃 〃 三三二二
	理 事	安永 勉武	於福町下三三〇九
	理 事	草場 誠	〃 〃 二二九六の一
	理 事	白井 和昭	〃 〃 一四〇〇
	理 事	山田 博	〃 〃 二六一
	理 事	藤田 茂	大嶺町北分二九九九
	理 事	末岡 進	〃 〃 三二七九
	理 事	末永 邦治	於福町下三七一六の一
	理 事	岡崎 薫	〃 〃 二五一〇
美祿市於福土地改良区	理 事	萩山 泰彦	大嶺町北分二九三七

二 退任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏名	住 所
美祿市於福土地改良区	理 事	入江 勝吉	美祿市於福町上四一五八
	理 事	西村 興宣	〃 〃 三三二二
	理 事	安永 勉武	於福町下三三〇九
	理 事	草場 圭介	〃 〃 二四〇八
	理 事	坂田 悟	〃 〃 一一九七
	理 事	山田 博	〃 〃 二六一
	理 事	藤田 茂	大嶺町北分二九九九
	理 事	藤田 昭二	〃 〃 二九一五
	理 事	西村源治郎	於福町上三三五四
	理 事	藍原 正甫	於福町下三七二二の二
理 事	岡崎 薫	〃 〃 二五一〇	

” ” 末岡 進 ” 大嶺町北分三二七九

(三六〇) 換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、美祢市鍛冶屋地区の換地計画を適当であると決定したので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年十一月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

美祢市鍛冶屋地区換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十一年十一月二十五日から同年十二月十四日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(三六一) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。
平成二十一年十一月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

漁業取締船さらかぜの中間検査業務(船体部) 一式

(二) 業務の内容

入札説明書による。

(三) 履行期間

入札説明書による。

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十一年山口県告示第二三八二号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十一年山口県告示第五十六号)に基づき資格審査において、船舶について特Aの等級に格付されている者であること。

(四) ドライドックにおいて業務を行うことができる者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県農林水産部水産振興課

四 入札説明書の交付

山口県農林水産部水産振興課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県農林水産部水産振興課

(三) 受領期限

平成二十二年一月十二日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十二年一月十三日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県海区漁業調整委員会室

(二) 日時

平成二十二年一月十三日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県農林水産部水産振興課(電話〇八三一九三三―三三五一〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the service to be required: A midterm inspection of the hull of the fisheries patrol boat Kirakaze

(3) Term of the contract: Specified in the tender manual

(4) Contact point for the notice: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government (Phone: 083-933-3510)

(5) Time-limit for tender: 5:15 P.M. January 12, 2010

(In case of bringing a tender: 10:00 A.M. January 13, 2010)

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

漁業取締船きらかぜの中間検査業務(機関部) 一式

(二) 業務の内容

入札説明書による。

(三) 履行期間

入札説明書による。

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十一年山口県告示第二百八十二号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十一年山口県告示第五十六号)に基づき資格審査において、機械、機器及び金属製品について特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県農林水産部水産振興課

四 入札説明書の交付

山口県農林水産部水産振興課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもつて落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当す

る金額を入札書に記載すること。

(一) 提出場所

山口県農林水産部水産振興課

(二) 受領期限

平成二十二年一月十二日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、平成二十二年一月十三日午前十一時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県海区漁業調整委員会室

(二) 日時

平成二十二年一月十三日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）（第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県農林水産部水産振興課（電話〇八三一九三三―三三五一

〇）に問合せらるゝ。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the service to be required: A midterm inspection of the engine room of the fisheries patrol boat Kirakaze

(3) Term of the contract: Specified in the tender manual

(4) Contact point for the notice: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government (Phone: 083-933-3510)

(5) Time-limit for tender: 5:15 P.M. January 12, 2010

(In case of bringing a tender: 11:00 A.M. January 13, 2010)